

令和9年度4月調布市 保育園入園案内 (障害児枠・医療的ケア児枠)



事前予約期間（専用フォーム）

令和8年8月12日（水）～9月15日（火）17：00

書類提出期間（市役所3階保育課）

令和8年9月17日（木）、18日（金）、24日（木）
25日（金）、28日（月）、29日（火）



この案内は、保育園を申込みする際に必要な書類や手続について記載しています。
ご不明な点は以下までお問い合わせください。

調布市 子ども生活部 保育課 保育・幼稚園係

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1
電話 (042) 481-7132～7134



障害児枠・医療的ケア児枠とは…

- ・ 障害児枠

集団生活の中で困難なことをサポートするために、お子さま 1 人または 2 人につき 1 人の加配*職員をつけてお預かりします。 ※加配：通常よりも多く職員を配置すること。

- ・ 医療的ケア児枠

経管栄養・導尿など医療的ケアが必要なお子さまをお預かりします。医療的ケアは原則として看護師が行います。訪問看護師・園に在籍する看護師・派遣看護師のいずれが医療的ケアを行うかは園やお子さまの状況によって異なります。

対象となるお子さん

- ・ 障害児枠

保育の必要性があり（P.1 参照）、医療機関から職員加配による保育の必要性が明記された診断書が発行されること。

- ・ 医療的ケア児枠

- ① 保育の必要性があること（P.1 参照）。
- ② 医療的ケア(申込みまたは実施)に関する主治医意見書兼指示書（P.5 参照）への記載により、主治医から保育園における**集団保育が可能**と認められていること。
- ③ 入退院を繰り返したりせず、継続した治療の必要性がなく、児童の体調が安定していること。
- ④ 日常的に当該児童に対して安定した医療的ケアが行われていること。また、その行為によって状態の変化が起こりにくいこと。

申込時の注意点

- ・ 4 月 1 日入園を基本とし、選考は 1 回のみ行われます。
- ・ **障害をお持ちかつ、医療的ケアが必要な場合は、障害児枠ではなく、医療的ケア児枠でお申し込みください。**
- ・ 医療的ケア児枠で入園した場合、基本の預かり時間は月曜日から金曜日の 8：30～17：00です。

目次

I	はじめに	1
1	施設の種類	1
2	保育施設を利用できる方	1
3	認定について	1
II	施設選びのポイント	2
III	申込み方法	3
1	申込みから決定までの流れ	3
2	申込みに必要な書類	4
3	申込み後から入園前までに家庭状況が変わった場合	7
4	市外からの申込みについて	8
5	市外へ転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園する場合	8
6	選考（利用調整）について	9
IV	入園内定後について	13
1	入園直後の手続き	13
2	転職・育児休業からの復職	13
3	保育の必要量	14
4	慣らし保育	14
5	現況届出書の提出	14
6	カスタマーハラスメントに対する取組	14
7	保育園等における不適切な保育の相談窓口	14
8	入園後に家庭状況が変わった場合	15
9	保育料（利用者負担額）・給食費・延長保育料について	16
V	よくある質問 Q & A	17
VI	記入例	20
VII	認可保育園一覧	23

はじめに

1 施設の種類の

調布市内にある施設の種類のです。ご家庭の保育のニーズに応じて選択してください。

施設の種類の	保育施設の						教育施設の
	認可保育園	家庭的保育事業	認可外保育施設の				幼稚園
			東京都 認証保育所	企業主導型 保育事業	その他の 認可外 保育施設	家庭福祉員 共同実施型 家庭的保育事業	
対象年齢	0～5歳児	0～2歳児	施設により異なる			0～2歳児	施設により異なる
申込	保育課に申込み		各施設に直接申込み				
保育時間	原則7：00～ 18：00(※)	原則8：30～ 16：30	施設により異なる				
保育料	無償 (3歳児クラス以降は給食費がかかります)		施設により異なる				

※ 医療的ケア児の基本的預かり時間は8：30～17：00です。

※ 延長保育時間は施設によって、異なります。

2 保育施設を利用できる方

保護者全員が、以下のいずれかに該当している必要があります。

保育が必要な理由	保護者の状況	入所可能期間
不存在	死亡、行方不明、拘禁などの理由でない	必要な期間
就労	月48時間以上、働いていることを常態とする	就労している期間
疾病・障害	病気やケガ、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
妊娠・出産	申込児以外の妊娠中または出産後で休養が必要である	出産予定月（出産月）と その前後各2か月間（合計5か月）
介護・看護	申込児からみて3親等以内の親族（申込児以外）を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災・地震などで自宅を失ったり、破損したため、復旧を行ったりしている	必要な期間
通学	月48時間以上、大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間
求職活動	仕事を探している	3か月以内

3 認定について

保育施設や施設型給付幼稚園を利用する場合は、下記のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	申請対象	利用可能施設の					
		施設型給付 (新制度) 幼稚園	認定こども園※		認可保育園	家庭的保育事業	企業主導型保育事業
			幼稚園部分	保育所部分			
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	○	○				
2号認定	満3歳以上で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○	○
3号認定	満3歳未満で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○	○

※ 令和9年4月時点で、調布市内に認定こども園はありません。

※ 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）や私学助成幼稚園を利用するには、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育・保育の無償化に係わる「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。詳細は市ホームページをご覧ください。



II 施設選びのポイント

■ 「保活ワンストップサービス」をご利用ください

保育施設情報の収集や見学予約（一部の施設を除く）がスマホやパソコンでできます。

※ 東京都の実施する「保活ワンストップサービス」は令和9年3月末で終了する予定です。



■ 見学に行きましょう

以下のポイントを参考に、気になることは聞いてみましょう。

見学のポイント

☐ 施設の様子

・明るさ、清潔さ、安全面（避難経路） ・園庭 ・設備や備品、おもちゃ ・トイレ など



☐ 施設長・保育士の様子

・子どもにどのように声をかけているか ・笑顔で接しているか など



☐ 子どもの様子

・子どもの表情（楽しそうに遊んでいるか、のびのびしているか） など

☐ 園の方針

・保育目標、方針 ・行事のありかた ・異年齢保育 ・連絡帳 など



☐ 給食やおやつ

・内容 ・食育への考え方 ・アレルギー対応 など

☐ その他

・自宅からの距離（行き方） ・入園前に準備するもの ・施設全体の雰囲気 など

■ 保育コンシェルジュに相談できます

平日8：30から17：00まで、市役所3階保育課にて予約不要で相談できます。

■ 調布市子育て応援サイト「コサイト」も参考に

保育園の情報を掲載しているホームページです。ぜひご活用ください。

コサイト>まち情報>子育て関連施設>認可保育園



III 申し込み方法

医療的ケア児枠でお申込みされる方は、「医療的ケア児保育園見学票」を記入、希望園数分コピーし、見学の際に園にご提出ください（各園1枚）。

1 申し込みから決定までの流れ

希望する保育園へお子さまと一緒に見学をしてください。

保育園は、すべてのお子さまを安全にお預かりすることが前提です。

そのため、申込みされるお子さまの状況によっては、保育園の状況や職員体制、設備面などにより、受入れが困難と判断される場合があります。

例えば・・・疾病、障害、特性の程度、発達の状況、医療的ケアの内容、アレルギーなど

専用フォームから事前に受付日時を予約します。

事前予約期間：令和8年8月12日（水）～令和8年9月15日（火）17：00まで
以下の内容を入力ください。

- ・ 保護者のお名前、連絡先
- ・ お子さまのお名前、性別、生年月日
- ・ 希望する保育園と見学の有無
- ・ 受付希望日時、お子さまの同伴可否
- ・ （医療的ケア児枠のみ）必要な医療的ケアの内容



事前予約した日時に、必要書類を持ってお越しください。

日時：令和8年9月17日（木）、18日（金）、24日（木）、25日（金）、
28日（月）、29日（火）

時間：各日9：30～16：00

場所：調布市役所本庁舎3階 保育課

可能な限り、お子さまと一緒にお願いします。

書類確認のほか、お子さまの普段の様子をお聞かせいただきます。（お一人20～30分程度）

10月上旬

選考

選考の翌日

結果発表

支給認定証交付（対象者のみ）

内々定しなかった場合

保育課から「利用不承認決定通知書」を発送

内々定した場合

内々定した園から電話または文書で連絡

10月中旬～11月中旬

体験保育

令和9年2月上旬～3月上旬

面接・健康診断 受診

令和9年3月上旬

入園が決定した方へ「利用承認決定通知書」発送



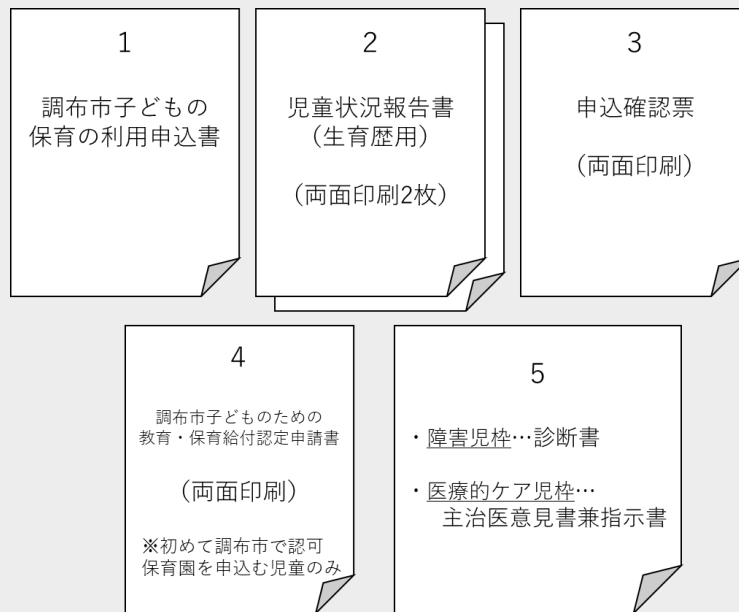
2 申込みに必要な書類

重要! 必要な書類が揃わない場合には、選考（利用調整）上、不利になることがあります。
提出された書類の返却・コピーはできません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。

※ 必要書類以外を提出されても、選考上考慮しません。

A すべての方 が必要な書類（※1+2が必要です）

1 基本書類



2 保育が必要なことを証明する書類（保護者全員分）（P.5 参照）



+

B 該当する方 のみ必要な書類（※あてはまるものすべてが必要です）（P.6 参照）



例えば…

- ・子ども発達センターに通っているお子さま
- ・ひとり親の方
- ・令和8年1月2日以降、調布市に引っ越してきた方
- ・保育士や幼稚園教諭として働いている方
- ・認可外保育施設にお子さまを預けている方

など

A すべての方 が必要な書類 (※1 + 2が必要です)

 書類提出期間に、A1-1～A1-4
がそろっていない場合は申込みを受理
できません。A1-5 が書類提出期間に
間に合わない場合はご相談ください。

1 基本書類

- 1 調布市子どもの保育の利用申込書 (記入例：P.20)
- 2 児童状況報告書 (生育歴用)
- 3 令和9年度 申込確認票 (障害児枠・医療的ケア児枠用)
- 4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書 (記入例：P.21)
(初めて調布市の認可保育園を申込みお子さまのみ)
- 5 障害児枠：診断書 (様式不問。医療機関発行の職員加配による保育の必要性が明記されたもの)
医療的ケア児枠：医療的ケア(申込みまたは実施)に関する主治医意見書兼指示書

2 保育が必要なことを証明する書類 (保護者全員分)

あてはまる状況すべてについて、必要書類をご準備ください。
(書類不足、または不備の場合は、求職活動中として扱います。)

 入園案内に同封されている書類
(ダウンロードも可)
 ホームページから
ダウンロードする書類

保護者の状況	必要書類
1. 就労	
外勤の場合 (内定含む)	・ 就労証明書 (記入例：P.22) ※ 勤務先に記入してもらいます。 (自分や親族が書いたもの、証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効)
自営業の場合 (個人事業主 法人の代表者 家族従業者(注) も同様)	① 就労証明書 (記入例：P.22) ※ 自分で記入します。 ※ 親族が経営する会社で働いている等で、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得中の場合は、就業規則・育児休業給付金支給決定通知書のいずれかのコピーが必要です。 ② 以下のいずれか1つ ・ 直近の個人の確定申告書(第1・2表)のコピー ・ (給与が支払われている場合) 直近の源泉徴収票のコピー ・ (開業して3か月以内の方) 個人事業主の開業届出書または営業許可証のコピー ・ 直近3か月分の給与(報酬)明細のコピー ・ 直近3か月分の収支がわかる書類のコピー 各月1枚ずつ (日付と会社名(代表者名)が書かれた請求書、納品書、仕入伝票、領収証など)
2. 疾病・障害	- 以下のいずれか1つ ・ 診断書(コピーでも可) ※ 氏名、診断名、療養期間、「家庭での保育が困難であること」の記載があるもの。 ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 ・ 障害者手帳等のコピー
3. 妊娠・出産	・ 母子健康手帳のコピー ※ 分娩予定日を書いたページ
4. 介護・看護	① タイムスケジュール表 ② 以下のいずれか1つ ・ 介護、看護対象者の通院頻度と場所の記載された診断書(コピーでも可) ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 ・ 介護保険証、障害者手帳、ケアプランのいずれかのコピー
5. 災害復旧	① 災害復旧状況等申告書 ② 罹災者に対する証明等の発行書類(罹災・被災証明書等)
6. 通学	・ 在学証明書 ※ 学校に記入してもらいます。 (自分で書いたもの、証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効) ※ 日数・時間数が書かれない場合は、カリキュラム等のコピーを添付してください。
7. 求職活動	書類は不要

(注) 家族従業者：お子さまから見て3親等以内の親族が経営する会社等で働いている方

B 該当する方 のみ必要な書類（※あてはまるものすべてが必要です）

必要書類	
1	子ども発達センターに通所している児童 在籍児童状況表 ※ 白紙のまま子ども発達センターに提出してください。子ども発達センターから保育課へ提出されます。
2	同一世帯に身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方がいる（申込児童含む） 手帳のコピー
3	ひとり親家庭 以下のいずれか1つ ・ 児童扶養手当証書・児童育成認定（支払）通知書・ひとり親医療証のいずれかのコピー ・ 上記が提出できない場合、戸籍謄本（保護者と申込児の戸籍が分かるもの）・離婚受理証明書のいずれか（コピーでも可、発行日から提出日まで3か月を経過したものは無効。） ・ 離婚調停中の場合は、事件係属証明書・調停期日通知書のいずれかのコピー（発行日から提出日まで3か月を経過したものは無効。）
4	生活保護を受けている 生活保護受給証明書のコピー（コピーでも可）
5	保育士または幼稚園教諭の資格があり、保育施設または幼稚園で働いている（新規申込みの場合のみ） 保育士証または幼稚園教諭免許状のコピー
6	令和8年1月1日に調布市以外に住んでいた（国内） 令和8年度（令和7年分）住民税課税証明書または非課税証明書（<u>父母分</u>）（コピーでも可） ※ 証明日から提出日まで3か月以上経過したものは無効です。 ※ 合計所得や控除等の記載があるもの。確認ができない世帯は、利用調整上不利になります。 ※ 入園後、同年度内に転園申込みをする場合や、きょうだいの申込をする場合は再度ご提出いただく必要はありません。
7	令和8年1月1日に国外に住んでいた ① 保育園入園用所得申告書 ② 令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得等が分かる資料
8	認可外保育施設（幼稚園の預かり保育含む）に月ぎめ契約で申込児童を預けている 保育受託証明書（証明日から提出日まで3か月以上経過したものは無効） ※ 認可外保育施設から他の認可外保育施設に転園した場合や、保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていないことを確認できる書類が必要です。 ※ 自営業の方は就労開始日（加算等の起算日）を確認するため、別途書類を求めることがあります。
9	調布市内へ転入予定で申込む ① 誓約書 ② 転入先住所・引渡日（入園前月末までの日付）・契約者名（保護者どちらか）が確認できる書類（賃貸借契約書、建物の売買契約書、工事請負契約書等のコピー） ※ 親族との同居等で②がない場合は、「①誓約書」の同意欄に署名が必要です。 ※ 社宅の場合は、会社が保護者に貸していることが分かる書類が必要です。



市ホームページ
必要書類（様式）

3 申込み後から入園前までに家庭状況が変わった場合



「申込み時点」と「入園時点」で世帯の状況は変わっていないことを前提に選考します。そのため、入園時点で選考結果に影響する世帯状況の変更（例：就労時間が週40時間→週35時間に減った、市外転出）がある場合は、内定取消となります。入園後に判明した場合、原則として退園になります。

申込み中に以下に当てはまる場合は、必ず各月の締切日までに該当の書類をご提出ください。
また、内定後から入園前までに以下に当てはまる場合も、速やかに該当の書類をご提出ください。

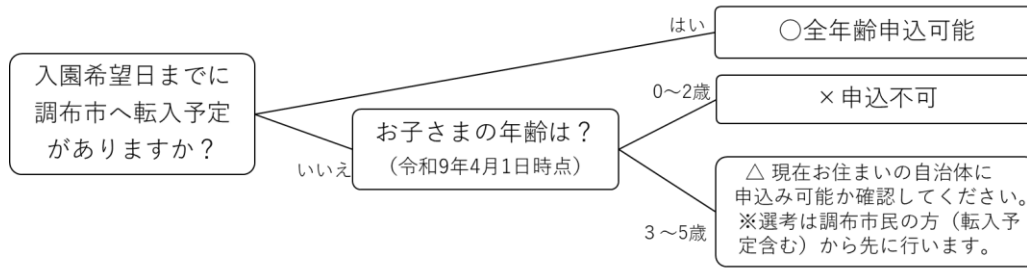
変更事項例	提出書類	
入園の意思がなくなった	保育所入所（転所）内定辞退・申請取下届	
希望園を追加・変更したい	調布市子どもの保育の利用に係る申込事項変更届	添付書類は不要
住所・電話番号が変わった		
保護者の勤務状況		
退職した		添付書類は不要
転職した		就労証明書（※就労開始後に発行されたもの）
復職した		就労証明書（※復職日以降に発行されたもの）
勤務時間・日数が変わった		就労証明書（※変更日以降に発行されたもの）
求職中から就労（内定）した		就労証明書
内定から就労を開始した		就労証明書（※就労開始後に発行されたもの）
家庭状況		
結婚した		保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類（P.5 参照）」
離婚した		離婚受理証明書のコピー
離婚調停している		事件係属証明書または調停期日通知書のコピー
下の子を妊娠した （出産以外で）世帯の人数が 増減した		母子健康手帳のコピー（※分娩予定日を書いたページ） 添付書類は不要
認可外保育施設を利用し、 復職（就労開始）した		保育受託証明書 就労証明書（※復職（就労開始）日以降に発行されたもの）



4 市外からの申込みについて



① 申込み可能かどうか確認してください。



② 調布市の必要書類（P.4 参照）を用意します。



一部の書類については、以下のとおりご用意ください。

必要な書類	転入前	転入後
A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書	申込み時点の住所を書いて提出します。	調布市の住所を書いて再度提出が必要です。
A1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	調布市の住所を書いて提出が必要です。
B-9① ① 誓約書 ② 転入先住所・引渡日・契約者名が確認できる書類	提出が必要です。	

③ 調布市へ直接書類を提出します。



申込みから決定までの流れ（P.3 参照）にそって、調布市保育課へ申込書を提出してください。

④ 転入後、調布市保育課へ A1-1（調布市子どもの保育の利用申込書）と A1-4（調布市子どものための教育・保育給付認定申請書）を提出します（郵送可）。



結果に関わらず、必ず提出してください。転入後の手続きがない場合、申込みは無効です。

- 必ず、令和9年3月31日（水）までに調布市に住民票を異動する必要があります。
- 4月申込み受付期限までに「転入先住所・引渡日・契約者名（保護者のどちらか）が確認できる書類（賃貸・建物の売買契約書等のコピー）」を用意できない場合は、令和9年3月31日（水）までに調布市保育課にご提出ください。

5 市外へ転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園する場合

① 継続して通えるかどうか、転入先の自治体へ確認してください。



引き続き加配職員をつけられるかは、自治体の判断によります。

② お通りの園へ「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」をご提出ください。

調布市民としての利用を終了するためのものです。原則、転出する月の10日前までにご提出ください。
届出書の「引き続き通園を希望する」の欄に○をつけてください。

③ 転入手続き時に保育園担当部署にて、継続通園の手続きを行ってください。

手続き方法は、転入先の自治体へご確認ください。手続きをされない場合、継続通園できません。

6 選考（利用調整）について



保育園に入れる人はどうやって決まるの？

世帯の状況を点数（指数）化して、合計指数の高い方から順番に並べます。

基準指数（第1表）	調整指数（第2表）	合計指数
母 + 父 (例) 30点 + 30点 = 60点 ※ 1人当たりの上限は30点	例えば… ひとり親 +20点 保育料滞納 -5～-20点 など	=



合計指数が同点だった場合は？

優先順位表（第3表）を使って、順位付けをします。 →詳細は、P.11 へ



同じクラス（学年）の申込者の中で順位が決まったら、上位から空いている園をあてはめます。

例えば…東部保育園、富士見保育園、上石原保育園にそれぞれ1枠募集がある場合

	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	結果
Aさん	80点	下布田	第五	—	—	—	—	不承諾
Bさん	60点	金子	神代	第五	東部	富士見	下布田	東部に内定
Cさん	55点	富士見	上石原	下布田	第五	—	—	富士见到内定

→結果は、Aさんは不承諾、Bさんは東部保育園、Cさんは富士見保育園に内定です。

上石原保育園は空きがあるまとなります。



希望する保育園が決まったら、申込書には行きたい順番に書きましょう！

上の表で、Cさんは、本当は上石原保育園に行きたかったけれど、入りやすそうという理由から、富士見保育園を第1希望にしました。結果、上石原保育園は空いています。

Cさんが、上石原保育園に行くためには、富士見保育園を辞退（調整指数で-5点がつきます）し、次の選考にかけるか、一度富士見保育園に通ってから、上石原保育園に転園希望を出すことになります。

第1表 基準指数

類型番号	父母の状況			基準指数
	類型	項目	細目	
1	不存在	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁	30
2	心身障害	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳（愛の手帳）1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級	30
			身体障害者手帳3級、療育手帳（愛の手帳）4度、精神障害者保健福祉手帳3級	27
			身体障害者手帳4級	25
3	疾病	入院	おおむね1か月以上（予定含む）	30
			寝たきりの状態、入院を要するような精神性疾患・感染症に罹患	30
		居宅	上記には至らないが長期安静（1か月以上）を要する、精神性疾患・感染症に罹患	27
			上記以外で保育園等の利用の必要性が認められる	25
4	出産	出産	申込児以外の妊娠・出産のため、保育が困難	21
5	就労	外勤 （内定含む） ・ 自営中心者	週40時間以上の就労を常態	30
			週37.5時間以上の就労を常態	28
			週35時間以上の就労を常態	26
			週32時間以上の就労を常態	24
			週30時間以上の就労を常態	22
			週28時間以上の就労を常態	20
			週24時間以上の就労を常態	18
			週21時間以上の就労を常態	16
			週12時間以上の就労を常態	10
		自営中心者 以外	週40時間以上の就労を常態	28
			週37.5時間以上の就労を常態	26
			週35時間以上の就労を常態	24
			週32時間以上の就労を常態	22
			週30時間以上の就労を常態	20
			週28時間以上の就労を常態	18
			週24時間以上の就労を常態	16
			週21時間以上の就労を常態	14
			週12時間以上の就労を常態	8
6	介護・看護 （申込児からみて 3親等以内の親族）	病院等付添い	入院、施設通所等のため、日中に付添いが常時必要で週5日以上である	30
			入院、施設通所等のため、日中に付添いが4時間以上必要で週3日以上である	25
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20
		自宅療養	要介護認定3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳（愛の手帳）1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の親族の介護	30
			身体障害者手帳3級、療育手帳（愛の手帳）3・4度、精神障害者保健福祉手帳3級の親族の介護	25
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20
7	災害	災害	自宅の損傷や災害からの復旧のため、保育が困難	30
8	通学等	通学(内定含む)	職業訓練校、就労を目的とした技能施設、大学、大学院、短期大学、専門学校、その他の学校に月48時間以上通学中または通学予定	28
9	求職	求職	求職活動（起業準備）するため、保育が困難	5

第2表 調整指数表

類型番号	世帯の状況	調整指数
①	ひとり親家庭（離婚調停中含む）	20
②	生活保護を受けている	10
③	児童虐待の防止や保護者の自立促進のため、特別な支援が必要と認められる	15
4	1年以上前から認可外保育施設を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	2
5	6か月以上1年未満前から認可外保育施設を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	1
6	こんべいとう保育園、家庭的保育事業たんばぼを卒園予定	4
7	きょうだいで異なる認可保育園に通っていて、どちらかの保育園に転園を希望している	2
⑧	保護者のどちらかが保育士資格か幼稚園教諭免許をもち、次のいずれかの施設で働いている（予定含む） 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設、幼稚園	1
9	第1表の同じ類型番号で、異なる項目に2か所以上当てはまり、そのうち高い方の基準指数が30を下回る	2～14
10	認可保育園の利用を辞退した児童（辞退した年度中のみ対象）	-5
11	保育料を3か月分以上滞納している（既に卒園したきょうだいの分を含む）	-5～-20

 番号に○がついている項目は、転園申込みの場合は、適用しません。

第3表 同点の世帯の優先順位のつけ方

	申込みの状況	優先順位	
		高	低
1	締切までに必要な書類が全て提出されている	○	×
2	基準指数が高い	○	×
3	認可外保育施設・幼稚園を月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	○	×
4	きょうだいを通っている保育園を申込み、またはきょうだいで同時に同じ保育園を申込み	○	×
5	申込み子の令和8年1月1日時点の住所	市内	市外
6	第1表の類型番号	小	大
7	保護者の合計所得金額の合算÷世帯の人数	低	高
8	同じ世帯の子どもの人数	多	少

 第3表では、1から順番に優先順位を確認し、同点の方と差がついた時点でストップします。

 転入予定なしで申込み方の選考は、調布市民（転入予定あり含む）の方の選考が終わってから行います。

 第1～3表までを順位表にすると、このようになります。

順位	氏名	合計 指数	第1表	第2表	第3表							
			基準 指数	調整 指数	1	2	3	4	5	6	7	8
1位	Aさん	80点	60点	20点				差がついた時点で、それ以降の項目は使いません。				
2位	Bさん	60点	60点	-	○	○	○					
3位	Cさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市内	5	150万円	2人
4位	Dさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市内	5	150万円	1人
5位	Eさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市内	5	200万円	
6位	Fさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市外			
7位	Gさん	60点	58点	2点	○	×						
8位	Hさん	55点	55点	-								



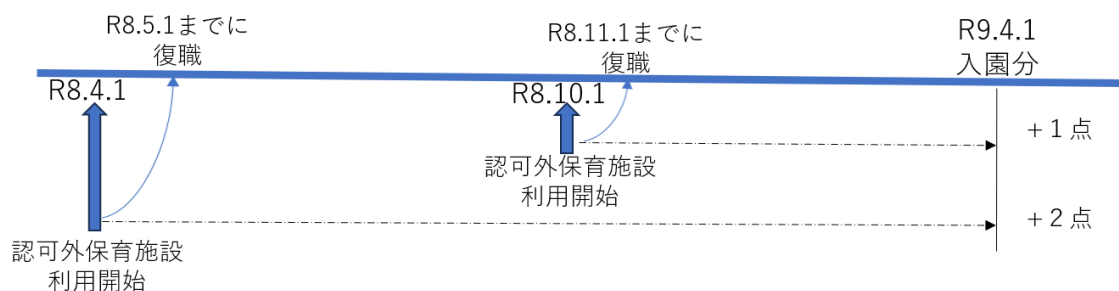
選考（利用調整）の考え方

第1表について

- 同じ類型番号・同じ項目内で2つ以上当てはまる細目がある場合、合算はできますが、上限は一人30点です。
ただし、就労の同じ項目内の合算は、勤務時間数の合算で指数を付けます。
(例：精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級をもっている方：27点+25点=52点 → 30点
外勤を週30時間と個人事業主を週5時間のWワークの方：週35時間=26点)
- 「就労」の中の各項目は、以下のように分類します。
 - 外勤
法人等（申込むお子さまから見て3親等以内の親族が経営している場合を除く）に雇用されている、または雇用される予定である場合
 - 自営中心者
次のいずれかに当てはまる場合
 - ・ 法人の代表
 - ・ 個人事業主（開廃業等届出書や営業許可証などで確認できる場合、または就労に対して対価を得ている場合）
 - ・ 申込むお子さまから見て3親等以内の親族が経営している会社等で雇用されていて、かつ就労に対して対価が支給されている場合
 - 自営中心者以外
外勤・自営中心者以外
- 指数付けする際の就労時間は、雇用契約上の就労時間であり、育児短時間勤務制度利用前の時間数です。休憩時間（1日あたり1時間30分まで）は含みますが、通勤時間・残業時間は含みません。
- 「就労証明書」の就労時間・日数と直近の就労実績に差がある場合、就労先に内容を確認することがあります。

第2表について

- 類型番号①・②は、重複して適用しません。
- 類型番号4・5の加点は、保護者が育児休業中の場合、以下のように適用します。



認可外保育施設間で転園した場合や、保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていなければ、継続しているものとみなします。

- 類型番号6は、卒園した翌月分（令和9年3月に卒園予定の場合は、令和9年4月）の選考のみ適用します。
- 類型番号4・5および⑧の「認可外保育施設」とは、内閣府または都道府県知事に届出をしている施設に限ります。

第3表について

- 項目3の「認可外保育施設」とは、内閣府または都道府県知事に届出をしている施設に限ります。
- 項目5は、申込むお子さまがまだ生まれていない場合、「父または母の令和8年1月1日時点の住所」と読み替えます。
- 項目7は、父母どちらかの令和7年中の合計所得金額が確認できない場合は、最高額とみなします。

Ⅳ 入園内定後について

1 入園直後の手続き

以下に該当する方は、入園後の就労状況を確認する必要があります。**事実発生日以降に作成**した必要書類を、期限内に必ずお通りの保育園に提出してください。必要書類は、「利用承認決定通知書」に同封します。



就労期限を過ぎた場合や、必要書類の提出がない場合は、退園になります。

なお、下のお子さまの育休中に上のお子さまの転園（認可保育園から別の認可保育園の転園のみ）が内定した場合や、こんべいとう保育園・たんぽぽから卒園した場合は、復職は必要ありません。

	就労期限	必要書類	提出期限
申込み時点で育児休業中	入園月の翌月 1 日までに復職	復職証明書 (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の収支がわかる書類か給与明細	復職 (就労開始) 後 2 週間以内
申込み時点で就労内定	入園日までに就労開始	就労証明書	
申込み時点で求職活動中	入園後 3 か月以内に就労開始	就労証明書	

(※) 入園したお子さまを申込み時から入園前まで月ぎめで契約している認可外保育施設等に預けていた場合は、産休期間終了後に育児休業を取得することなく復職が必要です。



注意 保育園は、保育が必要なお子さまをお預かりする施設です。そのため、一度復職した後に、再度入園したお子さまの育児休業（パパ・ママ育休プラス含む）を取得することや、もう一方の保護者が替わって育児休業（パパ・ママ育休プラス含む）を取得することは、保育の必要性が認められないため、**退園**となります。ご注意ください。ただし、慣らし保育への対応等のために、入園日以降に育児休業の取得を開始し、入園月の翌月 1 日までに復職することは認められます（例：4/1 入園と同時に育児休業取得開始、5/1 までに復職）。

2 転職・育児休業からの復職



認可保育園は、「申込み時点」と「入園時点」で世帯の状況が変わっていないことを前提に選考します。

やむを得ず転職・雇用変更する場合は、以下の例を参考（転職・復職の内容のうち、下線がNG ポイントです。）に、**転職前に必ず保育課へご連絡**ください。後から発覚した場合、退園になる可能性があります。

※ 育児のための短時間勤務制度を利用し、雇用契約上の就労時間を変えずに復職することは問題ありません。

	申込時の状況例	転職・復職の内容（例：4 月入園の場合）	可否
1	A 社で週40時間以上の正社員として勤務	3/31までに A 社を退職、4/1から B 社で週40時間以上の契約社員として勤務	○
2	A 社で週40時間以上の正社員として勤務	3/31までに A 社を退職、 <u>4/2以降</u> に B 社で週40時間以上の正社員として勤務	×
3	A 社で週40時間以上の派遣社員として勤務	4/1から A 社で週40時間以上のパートタイムに雇用変更	○
4	A 社で週40時間以上の正社員として勤務	4/1から A 社で <u>週30時間以上</u> のパートタイムに雇用変更	×
5	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	復職せず3/31までに A 社を退職、4/1から B 社と C 社で合計週40時間以上のアルバイトとして勤務	○
6	A 社で週40時間以上の派遣社員として育休中	復職せず3/31までに A 社を退職、 <u>4/2以降</u> に B 社で週40時間以上の正社員として勤務	×
7	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	復職せず4月中に A 社を退職、5/1までに B 社で週40時間以上の正社員として勤務	○
8	A 社で週40時間以上の派遣社員として育休中	復職せず4月中に A 社を退職、 <u>5/2以降</u> に B 社で週40時間以上の正社員として勤務	×
9	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	5/1から A 社で <u>週30時間以上</u> のパートタイムとして復職	×
10	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	5/1から A 社で週40時間以上のパートタイムとして復職し、 <u>復職日翌日以降</u> に週30時間以上に雇用変更	○

3 保育の必要量

P.1「3 認定について」の認定区分のうち、2・3号認定は、「保育を必要とする理由」や「保護者の就労時間」によって、「標準時間認定」と「短時間認定」に分類、決定されます。



決定した認定区分によって、保育園を利用できる時間が異なります。

認定区分は、市で決定しますが、実際の預かり時間は、保育園との相談により決定されます。

認定区分	保護者の要件	保育時間 (下記のうち保育を必要とする時間)	延長保育
標準時間認定	月120時間以上の就労、出産、疾病、障害、看護・介護、通学等	7:00～18:00	18:01以降
短時間認定	月48時間以上120時間未満の就労、在園児以外の子どもの育休取得中、求職中	8:30～16:30	7:00～8:29 16:31以降



重要! 認定区分は、毎月1日時点の状況で決まります。

求職活動中だったが、月の半ばから就労を開始したなど、月途中から保育時間の変更が必要な場合は、お通いの保育園にご相談ください。

また、家庭状況の変更について、すみやかに届出をお願いします（P.15 参照）。



4 慣らし保育

保育園での集団保育は、家庭とは環境が大きく異なり、小さなお子さまにとっては大きな負担となります。そのため、入園後しばらくは、保育時間を通常より短くする「慣らし保育」を行うことがあります。「慣らし保育」の期間や時間は、保育園やお子さまの状況によって異なりますので、内定した保育園にご相談ください。

※ 「慣らし保育」の期間によって、復職期限などを延長することはありません。

※ 転園の場合も、転園先での「慣らし保育」が必要な場合があります。



5 現況届出書の提出

認可保育園を利用している方は、「子ども・子育て支援法」に基づき、毎年「保育を必要とする理由」に該当しているかを確認するために、「現況届出書」の提出が必要です。

提出書類は、毎年夏頃にご案内します。



期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の必要性が判断できないため、退園となります。

6 カスタマーハラスメントに対する取組

東京都では令和7年4月1日から、カスタマーハラスメント防止条例が施行されています。条例に基づき、調布市では「調布市職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」を策定しています。市職員・施設の職員に対するカスタマーハラスメントが行われた場合においては、職員の安全を確保し、行為者に対し、その行為の中止の申入れその他の必要な措置を迅速かつ適切に講じます。



カスタマーハラスメントになり得る代表的行為例

身体的・精神的な攻撃 / 威圧的な言動 / 土下座の要求 / 執拗な（継続的な）言動 / 拘束する言動 / 差別的・性的言動 / 就業者個人への攻撃や嫌がらせ / 過度な謝罪要求 / その他不可能な行為や抽象的な行為の要求 など

7 保育園等における不適切な保育の相談窓口

保育園等の職員による不適切な保育に気づいた場合は、速やかに保育課までご連絡ください。

相談された方の秘密は守られます。匿名での相談も可能です。

調布市子ども生活部保育課 （042-481-7758）

8 入園後に家庭状況が変わった場合

保護者やお子さまの状況に変化があった場合は、すみやかに以下の書類をご提出ください。

就労状況などに変更があったにも関わらず、届出がされない場合、原則として退園になります。



提出先は、お通いの保育園です。きょうだい同園の場合は、1通ご提出ください。
きょうだい別園の場合は、一方の園に原本を、もう一方の園にコピーをご提出ください。

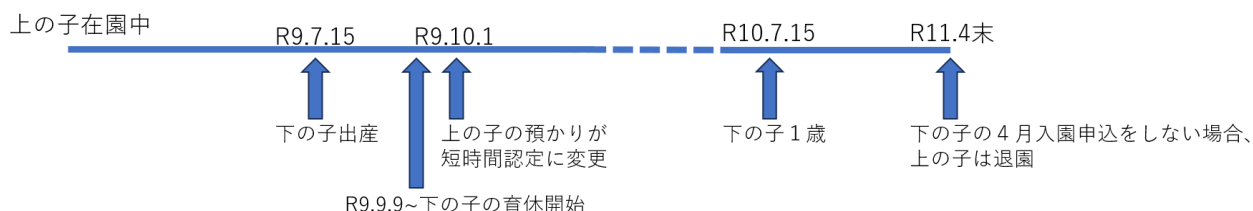
変更事項例	提出書類	
退園する・市外へ転出する	調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書 (転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園希望の場合は、P.8 参照)	
1 か月以上保育園を連続して休む (※3 か月以上休む場合は退園です)	調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書	
市内で転居した	調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書	添付書類は不要
保護者の電話番号が変わった		
氏名変更		
保護者の勤務状況		
退職した		退職日がわかる書類
転職した		退職日がわかる書類 就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
求職中から就労した		就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
母が妊娠し、産前産後休暇を取得する		母子健康手帳のコピー (※分娩予定日を書いたページ) ・ 就労証明書 (※育児休業の期間が書かれたもの) ・ (個人事業主・家族従業者の方のみ) 就業規則または育児休業給付金支給決定通知書のコピー (※育児休業取得可能であることが分かるもの)
(育児・介護休業法に基づく) きょうだいの育児休業を取得する		
(個人事業主・育児休業のないパートなどの方) 育児に伴う休業を取得する		育児に伴う休業申告書 (自営業・パートタイム勤務用)
1 か月以上仕事を休む		就労証明書 (※休業期間が記載されたもの) ・ 就労証明書 (※復職日記載の復職後に発行されたもの) ・ (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の売上がわかる書類か給与明細
(入園時以外) 復職する		就労証明書 (※変更日以降に発行されたもの)
勤務時間・日数が変わった		添付書類は不要
勤務先の住所が変わった (店舗異動含む)		添付書類は不要
社内で異動した・社名が変わった		
家庭状況		
結婚した	保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類 (P.5 参照)」	
離婚した	離婚受理証明書のコピー	

※ 「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」と「調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書」は保育園にあります (市ホームページからダウンロードも可)。



上のお子さまの在園中に下のお子さまの育児休業を取得する場合について

上のお子さまの在園は、下のお子さまの1歳の誕生日の翌年度4月末日まで可能です。ただし、下のお子さまの認可保育園の入園申込みをし続け、待機の状態が続いている場合は、引き続き利用可能です。



9 保育料（利用者負担額）・給食費・延長保育料について

(1) 保育料・給食費

	保育料	給食費
0～2歳児	無償	
3～5歳児	無償	4,500円

※ 調布市外から調布市の認可保育園に通われているお子さまの保育料・給食費は居住自治体で決定します。料金等は居住自治体にご確認ください。



以下のいずれかに該当する場合は、給食費が免除になります。

- ・ 保護者の市民税所得割額の合計が、57,700円未満（ひとり親世帯などの場合は、77,101円未満）
 - ・ 保育園・幼稚園等に通う未就学児の中で第3子以降のお子さま
- ※ 免除になる方には、保育課から通知します。



給食費のお支払方法は、以下のとおりです。

施設の種類	支払先	支払方法
公立保育園	調布市	口座振替または納付書
私立保育園	各施設	各施設へお問い合わせください

(2) 延長保育料

延長保育は、すべての市内認可保育園で行っています（各保育園の延長保育時間は、P.23～参照）。

保護者の勤務時間、通勤時間、お子さまの年齢、その他の家庭状況を考慮のうえ保育時間を決めますので、延長保育を希望する方は事前に必ず保育園にご相談ください（ご希望に沿えない場合があります）。

延長保育時間	延長保育料		
	標準時間認定		短時間認定
	月額	日額	
～19:00	3,500円	700円	8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合 30分300円
～20:00	12,000円	2,400円	18:01以降は、標準時間認定の金額に切り替わります。

- ・ 延長保育料の納付方法は、保育園にお問い合わせください。
- ・ 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の場合は、延長保育料が免除になります。
- ・ 家庭的保育事業たんぽぽの開園時間は、8:00～18:00ですが、たんぽぽへの入園は、全員、短時間認定となるため、8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合は延長保育料が必要です。



閉園時間を超えるお迎えは、保育園に多大な迷惑がかかるだけでなく、お子さまの生活リズムが乱れる原因にもなります。必ず開園時間内のお迎えをお願いいたします。

V よくある質問 Q&A

(1) 障害児枠・医療的ケア児枠共通

申込みに関すること

Q 1 認可保育園以外の保育施設も申込みしたいのですが、市の窓口で申込みできますか。

A 1 施設と直接契約となるため、施設や事業者へお申込みください。空き状況などの詳細についても、直接各施設にお問い合わせください。

育休中の取扱いに関すること

Q 2 育休中で保育園への入園が決定しました。勤務先が、5月1日はお休みです。復職は前倒しが必要ですか？

A 2 入園後翌月1日が休日だった場合でも、1日付で復職したと勤務先が決定した（復職証明書の発行が可能）のであれば、実際の出勤開始は翌営業日でも構いません。

Q 3 現在正社員で、育休を取得中です。入園したら、パートタイムに雇用契約を変更し、復職したいです。

A 3 復職時に勤務時間や勤務日数が減っていた場合（育児のための短時間勤務制度利用を除く）は、原則として退園となります。勤務時間や勤務日数に変更がなく、勤務形態のみ変更になる場合の復職は、継続して通園することができます。

（例）申込み時：A社、正社員、週40時間、月21日 ⇒ 復職時：A社、パート、週40時間、月21日

Q 4 派遣社員です。育休は雇用元（派遣会社）の制度を利用していますが、復職後は別の派遣先で勤務予定です。

A 4 勤務時間や勤務日数が申込み時と変わらない別の派遣先で、入園日に復職することは可能です。また、入園日時点は育児休業中で、入園月の翌月1日までに勤務時間や勤務日数が申込み時と変わらない別の派遣先で復職する場合は問題ありません。

Q 5 現在、育休中です。きょうだいで同時に申込みし、上の子だけ内定しました。上の子だけ保育園へ通園させ、下の子は育休を継続し自宅保育したいのですが可能ですか。

A 5 きょうだいのいずれかのみが認可保育園に入園した場合も、1か月以内に復職していただくことが条件です。1か月以内に復職していない場合は退園となります。

利用調整に関すること

Q 6 休憩時間や残業時間は、利用調整において勤務時間に含められますか。

A 6 休憩時間は1日あたり1時間30分まで含めますが、残業時間は除いて算定します。

Q 7 雇用契約は週40時間ですが、勤務先の制度を利用して時短勤務を取得しています。この場合でも週40時間勤務の指数の対象となりますか。

A 7 勤務先の制度を使って時短勤務をしている場合、雇用契約上の勤務時間で算出します。雇用契約上の勤務時間自体が週40時間よりも短くなっている場合は、週40時間勤務の指数の対象にはなりません。

Q 8 親族の会社を手伝っていますが、給料をもらっていません。指数はどうなりますか。

A 8 就労に対して対価が支給されていない場合は、「自営中心者以外」の指数になります。

Q 9 現在求職中です。保育園に入園できたら親族の自営業を手伝う予定です。指数はどうなりますか。

A 9 自営業やその手伝いの場合、客観的な就労の開始が確認できないことから、「求職」の指数になります。

Q10 子どもが産まれるまで、フリーランスで仕事をしていました。産後は子どもを家庭で保育しながら週3日で仕事をしています。子どもが保育園に入園できたら仕事の時間を1日8時間に戻します。指数はどうなりますか。

A10 現在の勤務時間で指数付けをします。

Q11 令和8年4月1日から認可外保育施設に子どもを預け、勤務を開始しました。その後、第2子出産のため、産休・育休を取得し、現在、第1子は認可外保育施設、第2子は自宅保育しています。第1子は、認可外保育施設に1年以上通園していますが、P.11の「第2表の4」にある加点や「第3表の3」の優先は該当しますか。

A11 該当しません。育休取得中は自宅保育が可能であり、保育を必要とする状況とはみなされません。

内定後に関すること

Q12 認証保育所通園中に認可保育園の内定が出ました。その月の10日までは認証保育所に、翌日から認可保育園に通うことは可能ですか。

A12 同じ月内で、1人の児童が2か所以上の保育施設に籍を置くことはできません。認可保育園の入園前日まで、通園していた保育施設を退園できない場合、内定を取消します。

(2) 障害児枠に関して

Q 1 障害児枠と一般枠の違いは何ですか？

A 1 保育の内容は同じです。例えば、「個別に声かけをすれば、みんなと同じ活動ができるようになる」や「みんなと同じ活動はできるけれど、少し見守りが必要」など、集団生活の中で困難なことをサポートするために、お子さま1人または2人につき加配^{*}職員が1人つきます。 ※加配：通常よりも多く職員を配置すること。

Q 2 障害児枠で入園すると特別なプログラムなどがありますか？

A 2 特にありません。他のお子さまと同じ活動をしていただきます。

Q 3 診断書の内容や障害の程度が順位に影響することがありますか？

A 3 ありません。P10～11の基準をもとに順位を決定します。

Q 4 障害児枠で不承諾だった場合に、引き続き一般枠に申し込むことはできますか？

A 4 「調布市子どもの保育の利用に係る申込事項変更届」に「希望する保育園名」と「引き続き選考を希望する」旨を記載して、令和8年10月21日（水）までに保育課宛にご提出ください。再度申込書類を一式ご提出いただく必要はありませんが、家庭状況や勤務状況に変更がある場合は、必要書類をご提出ください。また、手続きをされる前に希望する保育園の受入確認をお願いいたします。障害児枠の申込み前に、一度受入確認をされた園でも、状況が変わっている場合がありますので、必ず再度受入確認をしてください。

(3) 医療的ケア児枠に関して

Q 1 「医療的ケア(申込みまたは実施)に関する主治医意見書兼指示書」の内容が順位に影響することがありますか？

A 1 ありません。P10～11 の基準をもとに順位を決定します。

Q 2 主治医から「医療的ケア(申込みまたは実施)に関する主治医意見書兼指示書」を発行するのに 1 か月以上かかると言われていたので、書類提出日までに入手できません。

A 2 書類提出期間に「医療的ケア(申込みまたは実施)に関する主治医意見書兼指示書」の提出が間に合わない場合はご相談ください。

Q 3 障害を持っていて、医療的ケアも必要なので、障害児枠と医療的ケア児枠両方に申込むことはできますか。

A 3 できません。障害児枠・医療的ケア児どちらかにお申込みいただきます。障害をお持ちかつ、医療的ケアが必要な場合は、障害児枠ではなく医療的ケア児枠でお申し込みください。

Q 4 父母ともにフルタイム勤務をしているので、朝の 7 時から午後の 6 時まで預けたいです。

A 4 医療的ケア児枠で入園した場合、基本の預かり時間は月曜日から金曜日の 8：30～17：00 です。

Q 5 医療的ケアの用意をして、子どもを連れて、希望園全園に見学に行くのが大変なので、園見学に行かなくても良いですか。

A 5 施設の職員にもお子さまの様子をみさせていただきたいので、お子さまを連れての園見学を推奨しています。お子さまの体調不良等の理由により、お子さまを連れての園見学が難しい場合は、希望園にご相談ください。希望園との調整の結果、お子さまを連れての園見学を行わない場合であっても、希望園への「医療的ケア児保育園見学票」の提出と受入確認は必ず行ってください。



VI 記入例

A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書

第1号様式（第4条、第6条関係）

令和9年度

受付者

受付印

調布市子どもの保育の利用申込書（新規・転園）

調布市長 宛

保育の利用について、次のとおり申し込みます。

申請日 令和 8 年 9 月 28 日

保 護 者	現住所	調布市小島町2-35-1								
	令和8年1月1日の住所	父） ☒ 調布市内	☐ 調布市外（							
	母）	☐ 調布市内	☒ 調布市外（長野県下高井郡木島平村往郷914-6							
	氏名	調布 太郎								
申 込 児 童	電話番号1	080-△△△△-〇〇〇〇	☐ 父	☒ 母	☐ （	電話番号2	080-〇〇〇〇-△△△△	☒ 父	☐ 母	☐ （
	フリガナ氏名	生年月日	性別	令和9年4月1日現在の年齢	現在の利用保育所等					
	チョウフ キタロウ	令和 5 年 6 月 17 日	☒ 男 ☐ 女	3 歳	なし					
希 望 園 名	第1希望	〇〇保育園			第4希望	△△保育園				
	第2希望	◎◎保育園			第5希望					
	第3希望	●●保育園								
※転園（市内認可から市内認可）の場合は第3希望まで										
入園希望日	令和 9 年 4 月 1 日入園分から									

書き損じた場合は、二重線訂正してください。
訂正印は不要です。

○ 家庭の状況（保護者及び申込児童のきょうだいを記入してください。申込児童は不要です。）

フリガナ氏名	申込児童との続柄	生年月日	性別	就労先・通学先・通園先	世帯
チョウフ タロウ	父	平成 7 年 6 月 1 日	☒ 男 ☐ 女	〇△株式会社	☒ 同 ☐ 別
調布 太郎					
チョウフ ハナコ	母	平成 8 年 3 月 2 日	☐ 男 ☒ 女	××株式会社	☒ 同 ☐ 別
調布 花子					
チョウフ ミライ	妹	令和 8 年 5 月 7 日	☐ 男 ☒ 女		☒ 同 ☐ 別
調布 未来					
		年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同 ☐ 別
		年			
		年			
		年			

祖父母が調布市外在住であれば、☒不要です。
調布市内在住の場合は申込児童と同世帯か別世帯かを☒してください。

氏名		住所（市外の場合は、区市町村名まで記入）			
祖 父 母 の 状 況	父 方	祖父	調布 一郎	☒ 調布市外（〇〇県△△市） ☐ 調布市内（調布市）	☐ 同世帯 ☐ 別世帯
		祖母	不存在	☐ 調布市外（ ☐ 調布市内（調布市）	☐ 同世帯 ☐ 別世帯
	母 方	祖父	多摩 一夫	☐ 調布市外（ ☒ 調布市内（調布市 西つつじヶ丘〇-△-×	☐ 同世帯 ☒ 別世帯
		祖母	国領 保子	☐ 調布市外（ ☒ 調布市内（調布市 小島町2-35-1	☐ 同世帯 ☒ 別世帯

生活保護の状況	☒ 受給なし ☐ 受給あり（年 月 日 保護開始）
同一世帯に心身障害手帳をお持ちの方	☒ いらない ☐ いる（ ☐ 申込児童 ☐ 保護者 ☐ きょうだい ☐ その他（）） →該当する方の手帳のコピーを提出してください。

A 1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書

この書類は、調布市で初めて認可保育園を申込み場合に必要です。

転入予定の方は、転入手続き時に提出します。

令和8年9月28日

調布市長 宛

調布市子どものための教育・保育給付 ☒ 認定申請書 ☐ 変更申請書
調布市子育てのための施設等利用給付 ☐ 認定申請書 ☐ 変更申請書

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第16条（子育てのための施設等利用給付に係る申請にあっては同法第30条の3において準用する同法第16条）の規定による給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費等の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 施設等利用費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第20条第6項及び同法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始日の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。

入園希望日を記入します。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法の規定に基づき、次のとおり施設等給付費、地域型保育

1 基本情報				認定希望日（施設利用開始希望日）		令和 9 年 4 月 1 日	
申請者	フリガナ	チョウフ タロウ	申請者子どもの続柄	父	現住所	〒182-8511 調布市小島町2-35-1	
	氏名	調布 太郎					
	日中の連絡先（電話番号） ※ 確実に連絡のとれる順に記入してください。						
	①	080-△△△△-〇〇〇〇	☐ 父携帯 ☒ 母携帯 ☐ 父勤務先 ☐ 母勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）	②	080-〇〇〇〇-△△△△	☒ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 父勤務先 ☐ 母勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）	
子ども申請	フリガナ	チョウフ キタロウ	現住所	〒 -		個人番号（マイナンバー）	
	氏名	調布 鬼太郎	申請者と異なる場合のみ記載			記入不要	
	生年月日	令和5 年 6 月 17 日					
認定希望日の前年度1月1日現在の住所		(母親) 長野県下高井郡木島平村往郷914-6 ☐ 現住所と同じ。	(父親) ☒ 現住所と同じ。				
認定希望日の前々年度1月1日現在の住所		(母親) 長野県下高井郡木島平村往郷914-6 ☐ 現住所と同じ。	(父親) ☒ 現住所と同じ。				

個人番号の記入は不要です。

2 世帯の状況		個人番号及び生年月日		就労先・通学先・通園先又は単身赴任先		要介護認定又は障害者手帳	
(生計の中心者の番号に○を付けてください)	フリガナ	氏名	申請者子どもの続柄	個人番号	生年月日	就労先・通学先・通園先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	①	チョウフ タロウ	父	平成7 年 6 月 1 日	〇△株式会社	☐ 有	
	2	チョウフ ハナコ	母	平成8 年 3 月 2 日	××株式会社	☐ 有	
	3	チョウフ ミライ	妹	令和8 年 5 月 7 日		☐ 有	
	4	調布 未来		年 月 日		☐ 有	
	5			年 月 日		☐ 有	

認可保育園を申込み方は、保育の必要性「有」です。
該当する要件にチェックをつけてください。

3 保育の必要性	
該当する□にレ点を付けてください。	
保育の必要性の有・無	☒ 有 ☐ 無
	(子から見た続柄) ☒ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()
	☒ 就労 ☐ 介護看護 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 災害復旧 ☐ その他 () ☐ 介護 ☐ 求職 ☐ 就学

4 利用施設について（予定を含みます。）

フリガナ	マルマルボイクエン	施設の種類	☒ 認可保育所等 ※地域型保育事業を含む。
施設名	〇〇保育園	☐ 認可外保育施設	☐ 東京都認証保育所 ☐ その他
施設の所在地	〒 - 記入不要	TEL: -	

第一希望の園名を記入し、所在地は不要です。

就労証明書

調布市長

宛

記入例

訂正する場合は、二重線で消してください。
訂正印は不要です。

押印は不要です。

証明日 西暦 2026 年 9 月 17 日
事業所名 ××株式会社
代表者名 染地 次郎
所在地 調布市小島町●-●-●
電話番号 042 - 481 - ●●●●
担当者名 布田 花子
記載者連絡先 042 - 481 - ●●●●

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																																																																					
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																																																																					
2	フリガナ	チョウフ ハナコ																																																																																																																																					
	本人氏名	調布 花子																																																																																																																																					
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																																																																																					
4	本人就労先事業所	名称 ××株式会社 つつじヶ丘支店 住所 調布市東つつじヶ丘●-●-●																																																																																																																																					
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 固定就労の場合、必ず記載が必要です。休憩時間を含めてください。 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ()																																																																																																																																					
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>祝日</th> <th>合計 時間</th> <th>月間</th> <th>時間</th> <th>分</th> <th>(うち休憩時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> <td>160</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td colspan="9">一月当たりの就労日数</td> <td>月間</td> <td>20</td> <td>日</td> <td>一週当たりの就労日数</td> <td>週間</td> <td>5</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="9">平日</td> <td>8</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>16</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間 60.00 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">土曜</td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td>分</td> <td>~</td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">日祝</td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td>分</td> <td>~</td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">合計時間</td> <td>☐ 月間</td> <td>☐ 週間</td> <td></td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">就労日数</td> <td>☐ 月間</td> <td>☐ 週間</td> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> <td>~</td> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間 分)</td> </tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		160	0	0	1200	一月当たりの就労日数									月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日	平日									8	時	0	分	~	16	時	0	分	(うち休憩時間 60.00 分)	土曜										時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)	日祝										時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)	合計時間									☐ 月間	☐ 週間		時間	分	(うち休憩時間 分)	就労日数									☐ 月間	☐ 週間		時	分	~		時	分	(うち休憩時間 分)
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間)																																																																																																																											
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		160	0	0	1200																																																																																																																											
一月当たりの就労日数									月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日																																																																																																																								
平日									8	時	0	分	~	16	時	0	分	(うち休憩時間 60.00 分)																																																																																																																					
土曜										時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)																																																																																																																					
日祝										時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)																																																																																																																					
合計時間									☐ 月間	☐ 週間		時間	分	(うち休憩時間 分)																																																																																																																									
就労日数									☐ 月間	☐ 週間		時	分	~		時	分	(うち休憩時間 分)																																																																																																																					
7	産育休・その他の休業期間を除く3か月。有給・休憩・残業時間含む。	26 年 1 月 年月 2025 年 12 月 年月 2025 年 11 月 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 18 日/月 140.00 時間/月 21 日/月 168.00 時間/月 20 日/月 160.00 時間/月																																																																																																																																					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 年 月 日 小数点以下は切り上げ、整数を入力してください。																																																																																																																																					
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2026 年 7 月 2 日 ~ 2027 年 5 月 6 日																																																																																																																																					
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2026 年 2 月 15 日 ~ 2026 年 2 月 28 日																																																																																																																																					
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 5 月 7 日																																																																																																																																					
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 5 月 7 日 ~ 2028 年 3 月 31 日 主な就労時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																																																																																					
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 №3が「無期」の場合は、記入不要です。																																																																																																																																					
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																																																																																					
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																																																																					
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																																																																					
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																																																																					
18	備考欄																																																																																																																																						
19	保護者記載欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調布 鬼太郎</td> <td>2023 年 6 月 17 日</td> <td>〇〇保育園</td> <td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> </tbody> </table> 勤務先に就労証明書の発行を依頼する場合であっても、保護者記載欄に限り、保護者が記載して問題ありません。	児童名	生年月日	施設名		調布 鬼太郎	2023 年 6 月 17 日	〇〇保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	年 月 日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																																																					
児童名	生年月日	施設名																																																																																																																																					
調布 鬼太郎	2023 年 6 月 17 日	〇〇保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																																																																				
年 月 日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																																																																				

VII 認可保育園一覧 (令和8年8月1日時点の情報です)

西調布・飛田給エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	上石原保育園（公立）	上石原2-8-3 042(484)0234	12	20	20	20	48		120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
2	こだちの詩保育園※1	上石原3-1-25 042(444)8558	9	16	19	19	19	19	101	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
3	富士見保育園（公立）	富士見町2-3-26 042(481)7671	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
4	保恵学園保育所	富士見町3-1 042(498)2002	9	18	20	20	20	20	107	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
5	子供の家こすずめ保育園（本園）※2	上石原1-20-16 042(484)1300	6	9	9	9	28		61	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
6	子供の家こすずめ保育園（分園）※3	上石原1-36-2 042(490)0415	7	7	7	8	-		29	生後57日目 ～3歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
7	調布なないろ保育園	多摩川1-15-2 042(444)3900	6	14	20	20	20	20	100	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
8	城山保育園上石原	上石原3-8-10 042(490)2031	9	15	24	24	24	24	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
9	ヒューマンアカデミー上石原保育園	上石原3-21-3 042(480)8181	6	12	15	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
10	こんべいとう保育園※4	富士見町1-39-54 042(488)7177	6	11	18	-			35	満3か月 ～2歳児クラス	18:01～20:00 満1歳～
11	しきの森保育園	下石原2-54-1 042(426)7151	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
12	ちいはぐ・飛田給	飛田給2-21-2 YAHIROビル1・2階 042(485)0338	6	6	6	8	8	8	42	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～

小島町・布田エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
13	下布田保育園（公立）	布田2-27-4 042(481)7668	10	10	14	16	40		90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
14	ベネッセひまわり保育園	小島町2-53-5 アルソスコート調布 042(481)7107	6	10	11	11	22		60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
15	上布田保育園	調布ヶ丘1-20-1 042(482)2564	6	10	12	18	22	22	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
16	皐月保育園	小島町2-20-3 042(482)2323	12	23	23	24	24	24	130	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
17	八雲台保育園	八雲台1-32-1 042(486)9143	9	14	17	20	40		100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
18	オリンピック保育園	佐須町3-1-5 042(482)4331	12	19	19	15	15	15	95	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
19	双葉保育園	小島町3-28-1 042(485)6651	10	12	14	20	24	25	105	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
20	エンゼルランド	布田6-23-8 042(480)6860	5	11	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
21	エンゼルシー	布田3-21-2 042(480)8010	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
22	小学館アカデミーちょうふ保育園	布田4-25-8 042(490)6080	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
23	グローバルキッズ調布園	布田5-17-6 042(441)7707	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
24	ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	多摩川3-8-2 042(480)8081	6	12	16	18	19	19	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
25	みずべの保育園	小島町3-49-15 042(444)8901	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
26	レイモンド調布保育園	小島町3-16-8 042(426)9461	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
27	調布ヶ丘ちとせ保育園	調布ヶ丘3-7-7 042(442)4661	9	14	16	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
28	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2 042(426)7483	6	11	11	11	11	11	61	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
29	調布エンジェル保育園	調布ヶ丘1-23-1 042(444)5288	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
30	ちょうふのぞみ保育園	布田4-5-34 042(426)4941	9	12	17	17	17	18	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
31	京王キッズプラッツ多摩川※5	多摩川4-39-1 042(490)5550	6	8	8	8	8	8	46	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
32	パイオニアキッズちょうふ園	布田3-7-3 042(426)7073	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
33	調布そらいろ保育園	小島町1-16-3 042(426)7022	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
34	木下の保育園調布駅前	布田3-4-3 042(426)8600	6	13	14	14	14	14	75	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
35	布田そらいろ保育園	布田6-47 042(444)8778	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

国領・染地エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
36	第五保育園（公立）	国領町3-12-1 042(484)2200	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
37	二葉くすのき保育園	国領町3-8-15 1号棟 042(487)8309	12	16	17	18	18	19	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
38	みゆき保育園	国領町8-1-35 6号棟 042(488)8860	9	20	20	20	20	20	109	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
39	レオ保育園	染地2-8-30 042(488)4127	9	15	18	22	44		108	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～ (11か月～ならし開始)
40	ときわぎ国領保育園	国領町8-2-65 03(5438)2115	9	10	10	11	11	11	62	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
41	調布クオレ保育園	国領町4-13-42 042(481)8731	6	9	12	13	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
42	東京YWC A まきば保育園	国領町7-11-1 042(483)5208	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
43	Gakkenほいくえん国領	国領町7-17-3 042(490)3230	9	10	12	13	13	13	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
44	京王キッズプラッツ国領	国領町2-17-3 042(426)7023	6	15	16	16	16	16	85	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
45	多摩川保育園※6	狛江市西和泉1-5-1 042(483)4667	12	15	18	25	50		120	生後57日目～	18:01～19:00 満10か月～

深大寺・柴崎エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
46	深大寺保育園	深大寺北町3-31-8 042(485)2828	12	20	20	20	48		120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
47	調布上ノ原保育園	柴崎2-24-4 042(485)2821	6	7	18	23	49		103	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
48	調布城山保育園	深大寺南町3-17-35 042(452)9496	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
49	にじいろ保育園柴崎	柴崎1-2-1 042(426)9673	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
50	ぼけっとランド深大寺保育園	深大寺南町4-9-1 042(490)2667	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
51	ういず調布深大寺保育園	深大寺東町5-34-3 042(426)9331	6	12	14	16	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
52	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18 042(444)1467	9	15	16	16	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
53	パイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5 2階 042(444)8690	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
54	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町1-10-8 042(444)3041	9	12	14	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
55	深大寺東町ちとせ保育園	深大寺東町1-14-1 042(444)8091	9	12	18	20	20	21	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～

つつじヶ丘・仙川エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
56	金子保育園（公立）	西つつじヶ丘4-16-7 042(483)4410	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
57	神代保育園（公立）	西つつじヶ丘1-40-5 042(485)3103	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
58	東部保育園（公立）	若葉町1-29-21 03(3307)2081	6	13	17	20	44		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
59	仙川保育園	仙川町1-21-5 03(3300)1055	6	18	18	22	46		110	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日）
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		利用可能年齢
60	ポピンズナーサリースクール調布※3	西つつじヶ丘2-4-1 03(5315)2100	12	17	18	-			47	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～20:00 生後57日目～
61	ポピンズナーサリースクール調布分園	西つつじヶ丘2-1-31 03(5314)2131	-			20	20	20	60	3歳児クラス～	18:01～20:00 3歳児クラス～
62	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘2-25 03(3309)5605	12	20	22	22	22	22	120	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
63	パイオニアキッズ菊野台園	菊野台3-26-17 042(488)0533	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
64	パイオニアキッズ仙川園	若葉町1-27-31 03(5314)9353	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
65	パイオニアキッズつつじヶ丘園	東つつじヶ丘2-4-4 03(6279)6973	6	12	12	15	15	15	75	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
66	アートチャイルドケア仙川	仙川町1-16-7 2階 03(5313)0615	3	6	6	6	5	4	30	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～
67	パイオニアキッズ第2仙川園	仙川町2-12-9 03(5314)9442	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～
68	ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園※7	西つつじヶ丘3-30-1 1階 042(490)2270	6	6	7	7	7	7	40	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
69	ブライト保育園調布仙川	仙川町3-17-6 03(3300)0190	5	10	10	15	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
70	つつじヶ丘どろんこ保育園	東つつじヶ丘1-6-25 03(5315)9412	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
71	太陽の子つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘4-29-1 042(490)0161	9	14	14	14	14	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
72	リトルキッズスター（分園）※3	菊野台3-21-16 042(481)3335	6	16	16	-			38	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
73	リトルキッズスター（本園）	西つつじヶ丘4-16-8 042(488)5559	-			16	16	16	48	3歳児クラス～	18:01～19:00 満3歳～
74	おおたかの空保育園	入間町2-28-33 03(5787)7447	12	25	30	30	30	30	157	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
75	プティ仙川ちとせ保育園※3	緑ヶ丘2-56-3 03(5384)2551	6	20	24	-			50	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
76	グラン仙川ちとせ保育園	仙川町3-3-21 03(3309)2100	3	5	5	29	29	29	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
77	ぱけっとランド仙川保育園	仙川町2-14-5 03(6709)1016	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

家庭的保育事業

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日）
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		利用可能年齢
ア	たんばぽ※8	八雲台1-2-2-1 八雲台クリーンハイム103 042(444)5718	5			-			5	生後57日目～	8:00～8:29 16:31～18:00

※ 保育園では、建替え工事や運営方法の見直しなどで、延長保育も含めた開園時間の変更がある場合があります。

※1 「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」に基づき、公立保育園8園のうち、令和12年度までに先行して2園に民間活力を導入します。No.2 こだちの詩保育園（旧・宮の下保育園）は、その一園目として、令和8年4月から公私連携型保育所（私立保育園）へ移行しました。

※2 No.5 子供の家こすずめ保育園（本園）は、今後工事の予定があり、一時的にNo.6 子供の家こすずめ保育園（分園）で預かる可能性があります。

※3 No.6 子供の家こすずめ保育園（分園）、No.60 ポピンズナーサリースクール調布、No.72 リトルキッズスター（分園）、No.75 プティ仙川ちとせ保育園は、受入れ年齢を超えた場合、同じ園の本園（または分園）に自動移行します。

※4 No.10 こんぺいとう保育園の受入れ年齢は、0～2歳児です。3歳児クラス以降は、他園への入園申込みが必要です。

※5 No.31 京王キッズプラッツ多摩川は、令和9年度に（多摩川4-38-3）への移転を予定しています。

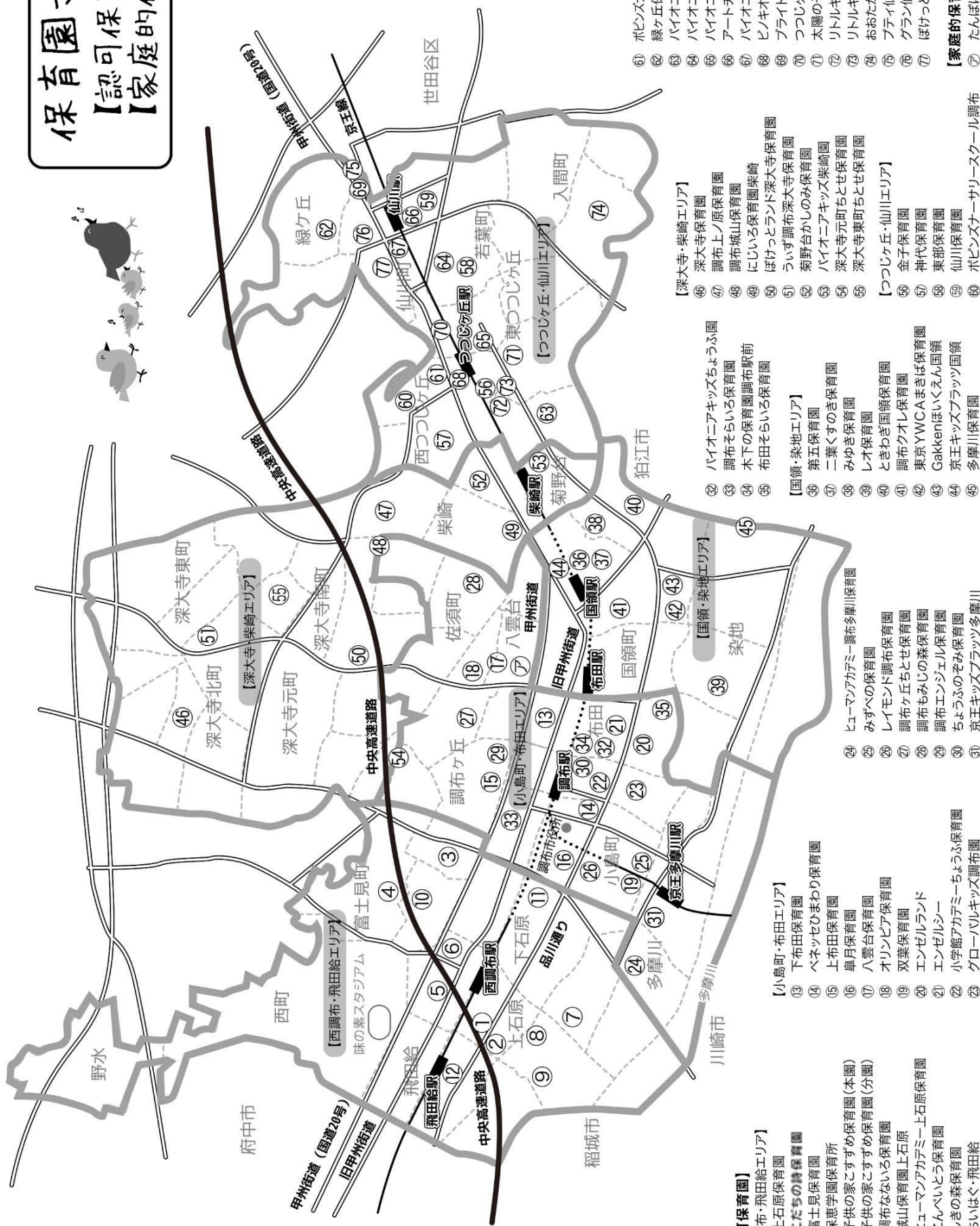
※6 No.45 多摩川保育園は狛江市にありますが、設立の経緯により、調布市内の保育園と同じように申込みができます。

※7 No.68 ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園は、令和9年4月から延長保育時間を19時まで短縮する予定です。

※8 家庭的保育事業「たんばぽ」は、土曜日は開園しません。利用者は一律「保育短時間認定（P.14 参照）」になり、それを超える時間は、延長料金がかかります。また、3歳児クラス以降は、下布田保育園に移行するか、卒園時の加点をもって下布田保育園以外の園に入園申込みをするかを選択することができます。

保育園マップ

【認可保育園】
【家庭的保育】



【認可保育園】

【西調布・飛田給エリア】

- ① 上石原保育園
- ② こだちの詩保育園
- ③ 富士見保育園
- ④ 保志学園保育所
- ⑤ 子供の家こすすめ保育園(本園)
- ⑥ 子供の家こすすめ保育園(分園)
- ⑦ 調布なないろ保育園
- ⑧ 城山保育園上石原
- ⑨ ヒューマンアカデミー上石原保育園
- ⑩ こんべいどう保育園
- ⑪ しぎの森保育園
- ⑫ ちはく・飛田給

【小島町・布田エリア】

- ⑬ 下布田保育園
- ⑭ ベネッセひまわり保育園
- ⑮ 上布田保育園
- ⑯ 最月保育園
- ⑰ 八雲台保育園
- ⑱ オリビア保育園
- ⑲ 双葉保育園
- ⑳ エンゼルランド
- ㉑ エンゼルスー
- ㉒ 小学館アカデミーちようふ保育園
- ㉓ グローバルキッズ調布園

【国領・染地エリア】

- ㉔ ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園
- ㉕ みずべの保育園
- ㉖ レイモンド調布保育園
- ㉗ 調布ヶ丘とせ保育園
- ㉘ 調布もみじの森保育園
- ㉙ 調布エンジェル保育園
- ㉚ ちようふのぞみ保育園
- ㉛ 京王キッズブラッヅ多摩川

【国領・染地エリア】

- ㉜ バイオニアキッズちようふ園
- ㉝ 調布そらいろ保育園
- ㉞ 木下の保育園調布駅前
- ㉟ 布田そらいろ保育園
- ㊱ 第五保育園
- ㊲ 二葉くすのき保育園
- ㊳ みゆき保育園
- ㊴ レオ保育園
- ㊵ とぎわぎ園領保育園
- ㊶ 調布クオレ保育園
- ㊷ 東京YWCAまきば保育園
- ㊸ Gakkenほいくえん国領
- ㊹ 京王キッズブラッヅ国領
- ㊺ 多摩川保育園

【深大寺・柴崎エリア】

- ㊻ 深大寺保育園
- ㊼ 調布上ノ原保育園
- ㊽ 調布城山保育園
- ㊾ にじいろ保育園調布柴崎
- ㊿ ういず調布深大寺保育園
- ㊽㊿ 菊野かしのみ保育園
- ㊽㊿ バイオニアキッズ柴崎園
- ㊽㊿ 深大寺元町とせ保育園
- ㊽㊿ 深大寺東町とせ保育園
- ㊽㊿ 【つつじヶ丘・仙川エリア】
- ㊽㊿ 金子保育園
- ㊽㊿ 神代保育園
- ㊽㊿ 東部保育園
- ㊽㊿ 仙川保育園
- ㊽㊿ ポピンズナーサリースクール調布

【家庭的保育】

- ㊽㊿ たんぽぽ

① ポピンズナーサリースクール調布(分園)

② 緑ヶ丘保育園

③ バイオニアキッズ菊野台園

④ バイオニアキッズ仙川園

⑤ バイオニアキッズつつじヶ丘園

⑥ アートチャイルドケア仙川

⑦ バイオニアキッズ第2仙川園

⑧ ピンキオ児童会つつじヶ丘保育園

⑨ プライム保育園調布仙川

⑩ つつじヶ丘とろんこ保育園

⑪ 太陽の子つつじヶ丘保育園

⑫ リトルキッズスター(分園)

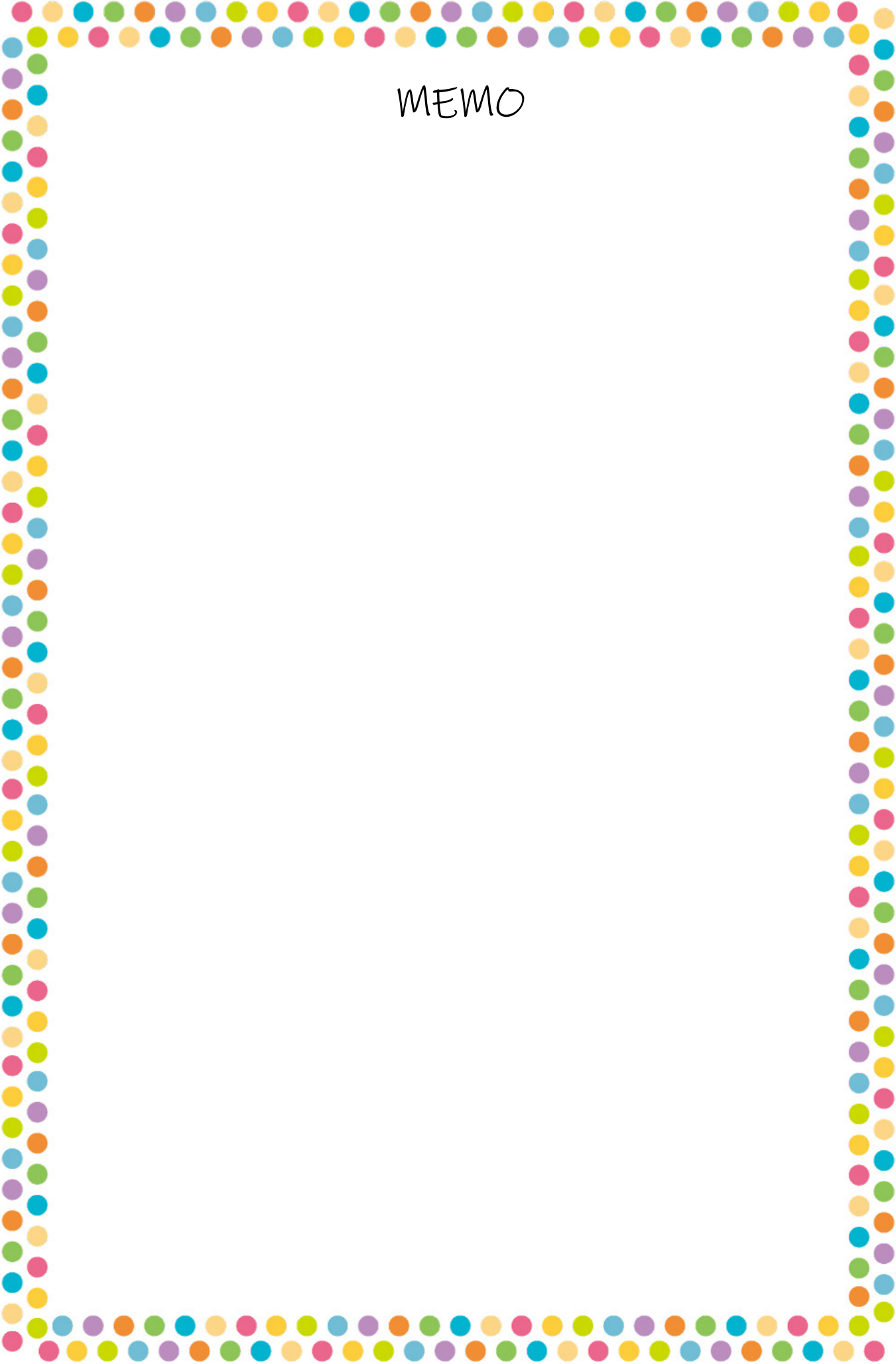
⑬ リトルキッズスター(本園)

⑭ おおたかの空保育園

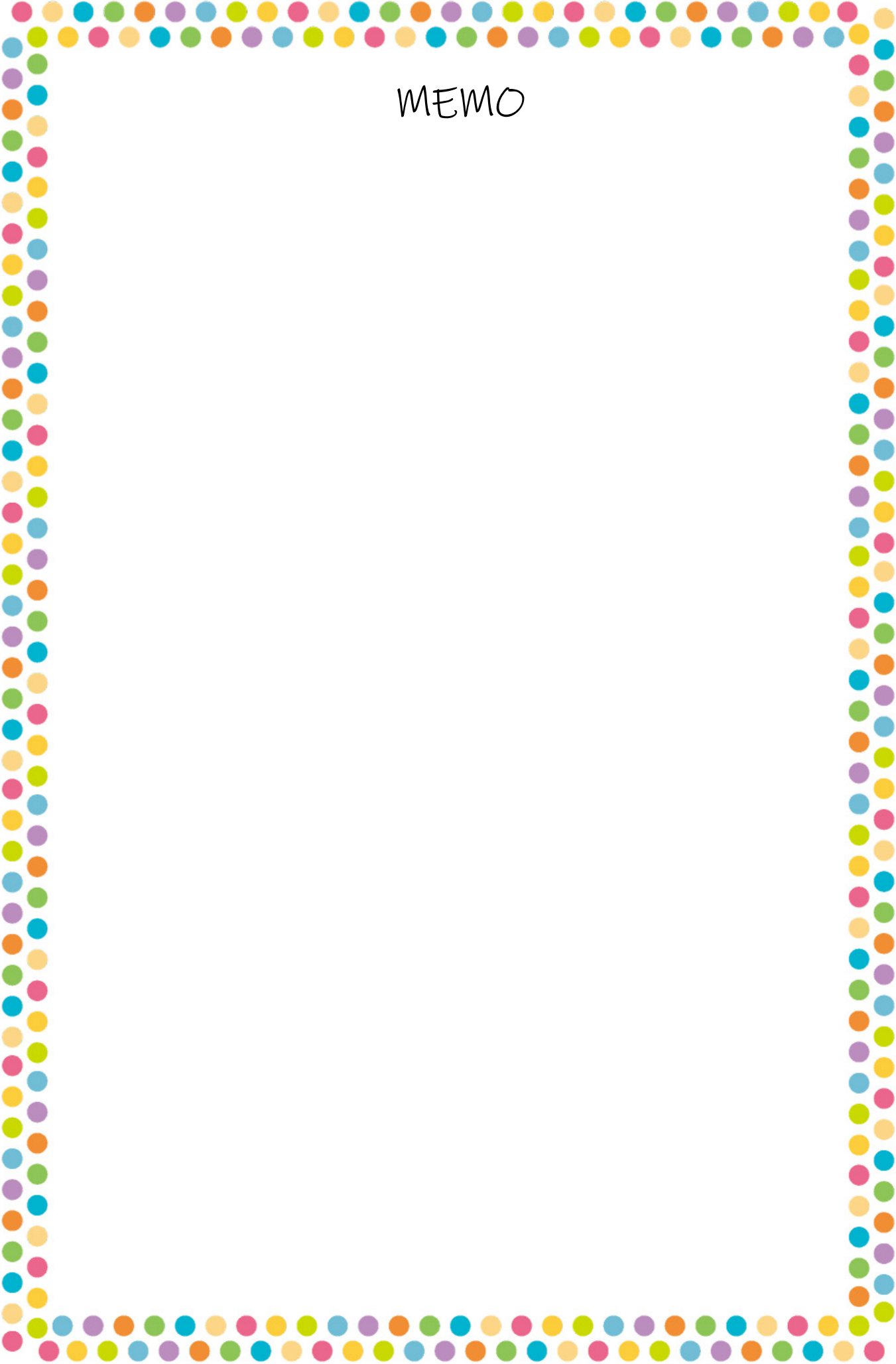
⑮ フェイティンちとせ保育園

⑯ グラン仙川ちとせ保育園

⑰ ほけっとランド仙川保育園



MEMO



MEMO

